

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 4 号
件 名	市は各課に任せきりにしないで指導監督することについて
要 旨	<p>「某課の対応が不適切であるが、市としてこの対応でよろしいのか」と問うても、その某課が回答する。「市としてこれでよいのか」と市に質問しているが、回答するのはその課である。これでは、改善されない。その課を指導監督する者に対して聞いているのであって、指導監督されているのか疑問である。</p> <p>その課の判断が不適切でないかと聞いているのだから、答えるのはその課以外にならなければならないはずである。課として対応していることを、適切であるかどうか問うている。市としての意見を聞いているので、市として答えるべきである。なぜ、市としての回答がないのか。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市としての回答を求めている場合は、市としての回答をすること。</p> <p>2 当事者の課が不適正でないかと問うているのだから、回答は当事者以外とすること。</p> <p>3 その課を指導監督する者がきちんと答えること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 総務常任委員会) 第 3 項</p> <p>令和元年 12 月 3 日</p>
受 理	令和元年 11 月 27 日 第 460 号